

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行								
<p>（助成金の交付決定等）</p> <p>第9条 区長は、前条の交付申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査の上、助成金の交付の可否及びその額を決定し、申請者に通知する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別表 緊急対応地区</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 区 名</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">緊急対応地区</td> <td> 本所三丁目 東駒形二丁目及び三丁目 横川二丁目 向島一丁目から五丁目まで 東向島一丁目から六丁目まで 堤通一丁目及び二丁目 墨田一丁目から五丁目まで 押上一丁目から三丁目まで 京島一丁目から三丁目まで 文花一丁目から三丁目まで 八広一丁目から六丁目まで 立花一丁目から六丁目まで 東墨田一丁目から三丁目まで </td> </tr> </tbody> </table>	地 区 名	区 域	緊急対応地区	本所三丁目 東駒形二丁目及び三丁目 横川二丁目 向島一丁目から五丁目まで 東向島一丁目から六丁目まで 堤通一丁目及び二丁目 墨田一丁目から五丁目まで 押上一丁目から三丁目まで 京島一丁目から三丁目まで 文花一丁目から三丁目まで 八広一丁目から六丁目まで 立花一丁目から六丁目まで 東墨田一丁目から三丁目まで	<p>〔同左〕</p> <p>第9条 区長は、前条の交付申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査の<u>うえ</u>、助成金の交付の可否及びその額を決定し、申請者に通知する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>別表 緊急対応地区</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地 区 名</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">緊急対応地区</td> <td> 本所三丁目 東駒形二丁目及び三丁目 横川二丁目 向島四丁目 東向島一丁目及び四丁目から六丁目まで 墨田一丁目から四丁目まで 押上三丁目 京島二丁目及び三丁目 八広一丁目、八広二丁目1番から5番まで、八広三丁目1番から3番まで、八広四丁目1番から4番まで及び八広五丁目 立花二丁目 </td> </tr> </tbody> </table>	地 区 名	区 域	緊急対応地区	本所三丁目 東駒形二丁目及び三丁目 横川二丁目 向島四丁目 東向島一丁目及び四丁目から六丁目まで 墨田一丁目から四丁目まで 押上三丁目 京島二丁目及び三丁目 八広一丁目、八広二丁目1番から5番まで、八広三丁目1番から3番まで、八広四丁目1番から4番まで及び八広五丁目 立花二丁目
地 区 名	区 域								
緊急対応地区	本所三丁目 東駒形二丁目及び三丁目 横川二丁目 向島一丁目から五丁目まで 東向島一丁目から六丁目まで 堤通一丁目及び二丁目 墨田一丁目から五丁目まで 押上一丁目から三丁目まで 京島一丁目から三丁目まで 文花一丁目から三丁目まで 八広一丁目から六丁目まで 立花一丁目から六丁目まで 東墨田一丁目から三丁目まで								
地 区 名	区 域								
緊急対応地区	本所三丁目 東駒形二丁目及び三丁目 横川二丁目 向島四丁目 東向島一丁目及び四丁目から六丁目まで 墨田一丁目から四丁目まで 押上三丁目 京島二丁目及び三丁目 八広一丁目、八広二丁目1番から5番まで、八広三丁目1番から3番まで、八広四丁目1番から4番まで及び八広五丁目 立花二丁目								

付 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に助成金の交付申請があったものに適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例による。